

受講者の皆さま

**D47 「1 級土木施工管理技士受験合格講座」**  
**3 か月目レポート 法改正のお知らせ**

JTEX（訓）日本技能教育開発センター  
企画開発グループ  
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

今回ご受講いただきました通信教育講座「1 級土木施工管理技士受験合格講座」の 3 か月目レポート (T3、E印)におきまして、法改正に伴う無条件配点が生じたので、ご連絡いたします。

建設業法の改正(令和 7 年 2 月 1 日)に伴う無条件配点です。

法改正に伴う修正箇所(金額)をまとめましたので、確認いただければと存じます。

なお、価格改定が続く昨今、金額にかかわる問題は当面の間出題されない可能性が高いと思われるので、あわせてお知らせいたします。

どうぞよろしく願い申し上げます。

敬具

記

◆ 3 か月目レポート課題(T3 E 印) 問 8

- (1) 国又は地方公共団体が発注した土木工事一式工事を、3,500 万円以上の請負代金額で請け負った者は、その現場に専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。【正しい】  
→ 建設業法施行令第 27 条の改正により、正しくは「4,500 万円以上」になりました。
- (3) 発注者から直接土木工事一式を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金額が 2,500 万円以上の場合、工事現場に監理技術者を置かなければならない。【誤り】  
→ 建設業法第 26 条の改正により、正しくは「3,500 万円以上」から「4,500 万円以上」になりました。

以上